

○大野城市手数料条例（平成12年3月28日条例第1号）

（趣旨）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により、特定の者のためにする事務について徴収する手数料については、別に定めるものを除くほか、この条例に定めるところによる。

（手数料を徴収する事務の種類及び金額）

第2条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、別表のとおりとする。

2 同一事項の証明について、2以上の請求があったときは、1通ごとに1件又は1枚とする。

（徴収の時期及び方法等）

第3条 手数料は、前条に規定する手数料を徴収する事務の種類についての申請があった際又は当該申請に係る書類の交付の際に、申請者からこれを徴収する。

2 既に納付した手数料は、返還しない。ただし、申請事項の不明、法令の定めその他の理由により申請を受理できない場合は、手数料を返還する。

（郵便等による送付）

第4条 郵便等により謄本、抄本、証明書その他の書類の送付を求めようとするものは、第2条第1項に規定する手数料のほかに郵便等に関する料金を負担するものとする。

（手数料の減免）

第5条 次に掲げるものに該当するときは、手数料を減免することができる。

（1）法令の規定により、無料で取り扱いをしなければならないとき。

（2）官公署から請求があったとき。

（3）生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者から請求があったとき。

（4）国又は地方公共団体その他の公共団体において、公用又は公共用に使用するため申請があったとき。

（5）前各号に規定するもののほか、市長が経済的困難その他特別の事由があると認めたとき。

（過料）

第6条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大野城市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以降に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

（大野城市税条例の一部改正）

3 大野城市税条例（昭和35年条例第26号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年条例第16号）

この条例は、平成14年8月1日から施行する。

附 則（平成15年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、住民票の写し広域交付手数料及び住民基本台帳カード交付等手数料に係る規定は、平成15年8月25日から施行する。

附 則（平成17年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年6月16日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年6月20日条例第17号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年9月24日条例第24号）

この条例は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日から施行する。ただし、「第31条の2第2項第16号」を「第31条の2第2項第15号」に、「第62条の3第4項第16号」を「第62条の3第4項第15号」に改める改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月25日条例第27号）

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月22日条例第14号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月20日条例第22号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

別表（第2条関係）

事務の種類	名称	単位	金額	摘要
大野城市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和46年条例第11号）第8条及び大野城市市民カードの交付等に関する規則（平成10年規則第27号）第6条に規定する印鑑登録証又は市民カードの交付	印鑑登録証及び市民カード交付手数料	1件	300円	亡失の場合は1件500円、引替又は切替の場合は無料とする。
大野城市印鑑の登録及び証明に関する条例第15条に規定する印鑑登録証明書の交付	印鑑登録証明書交付手数料	1枚	300円	
身分に関する証明書の交付	身分証明書交付手数料	1枚	300円	
住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第11条の2第1項、第12条第1項並びに第12条の3第1項及び第2項に規定する住民票の写しの交付若しくは証明書の交付又は住民基本台帳の閲覧	住民票の写し交付手数料	1件	300円	除票を含む。世帯全員又はその一部をそれぞれ1件とする。
	住民票記載事項証明書交付手数料	1件	300円	世帯全員又はその一部をそれぞれ1件とする。
	住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料	1件	300円	
住民基本台帳法第12条の4第1項に規定する住民票の写しの交付	住民票の写し広域交付手数料	1件	300円	世帯全員又はその一部をそれぞれ1件とする。
住民基本台帳法第20条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付	戸籍の附票の写し交付手数料	1件	300円	除附票を含む。戸籍を同じくする者全員又はその一部をそれぞれ1件とする。
行政手続における特定の個	個人番号カード再交付	1件	800円	

人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	手数料			
番号法第7条第1項に規定する通知カードの再交付	通知カード再交付手数料	1件	500円	
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項並びに第10条の2第1項及び第3項から第5項まで（これらの規定を同法第12条の2において準用する場合を含む。）、第120条第1項並びに第126条の規定に基づく証明書の交付	戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1件	450円	
	磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付手数料	1件	450円	
	戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料	1件	350円	
	除かれた戸籍の謄本又は抄本の交付手数料	1件	750円	
	磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面の交付手数料	1件	750円	
戸籍法第48条第1項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は同法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類に記載した事項の証明書の交付	除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書交付手数料	1件	450円	
	届出・申請の受理又は届書その他の書類の記載事項証明書交付手数料	1通	350円	上質紙を用いた婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理の証明書にあっては、1通1,400円とする。
	戸籍法第48条第2項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書類の閲覧	届書その他の書類の閲覧手数料	1件	350円
諸税及び公課に関する証明書の交付	納税証明書、課税証明書、所得証明書交付手数料	1件	300円	種類及び年度毎に1件とする。
資産に関する証明書の交付	固定資産評価証明書、固定資産内容証明書、家屋所有証明書又は土地所有証明書交付手数料	1筆又は1棟	300円	1筆又は1棟増す毎に100円を加算する。

	料			
事業所証明書の交付	事業所証明書交付手数料	1 件	300円	
農業委員会に関する証明書の交付	受付証明書又は再交付受理証明書交付手数料	1 件	300円	
公簿又は図面の閲覧	公簿等閲覧手数料	1 件	300円	1 事件又は 1 枚をもって 1 件とする。
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定に基づく自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査	臨時運行許可申請手数料	1 両	750円	
租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の4第3項第7号イ又は第63条第3項第7号イに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良宅地造成認定申請手数料	1 件	86,000円	
租税特別措置法第28条の4第3項第7号ロ若しくは第63条第3項第7号ロ又は第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査	優良住宅新築認定申請手数料	1 件	6,200円	新築住宅の床面積の合計が100平方メートル以下のとき。
		1 件	8,600円	新築住宅の床面積の合計が100平方メートルを超え500平方メートル以下のとき。
		1 件	13,000円	新築住宅の床面積の合計が500平方メートルを超え2,000平方メートル以下のとき。
		1 件	35,000円	新築住宅の床面積の合計が2,000平方メートルを超え10,000平方メートル以下のとき。
		1 件	43,000円	新築住宅の床面積の合計が10,000平方メートルを超えるとき。
租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規	住宅用家屋証明書交付手数料	1 件	1,300円	

定する個人の建築又は取得した家屋がこれらの規程に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査					
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条第3項に規定する鳥獣飼養登録票の交付、同条第5項に規定する鳥獣飼養登録の更新又は同条第6項に規定する鳥獣飼養登録票の再交付	鳥獣飼養登録票の交付手数料、鳥獣飼養登録の更新手数料又は鳥獣飼養登録票の再交付手数料	1 件	3,400円		
化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第9条第1項の規定に基づく動物の飼養又は収容の許可書の交付	動物の飼養及び収容の許可申請手数料	1 件	8,000円	1 個の施設又は同一の構内にある数個の施設に関し、同時に数件の申請が行われる場合にあつては、当該数件を1件の申請とみなす。	
狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第4条第2項及び同法第5条第2項並びに同法施行令（昭和28年政令第236号）第1条の2及び同令第3条の規定に基づく犬の登録並びに鑑札及び予防注射済票の交付又は再交付	犬の登録手数料	1 頭	3,000円	登録鑑札の交付	
	狂犬病予防注射済票の交付手数料	1 頭	550円		
	犬の登録鑑札の再交付手数料	1 頭	1,600円		
	狂犬病予防注射済票の再交付手数料	1 頭	340円		
営利を目的とする屋外広告物及びこれを掲出する物件で、福岡県屋外広告物条例（平成14年福岡県条例第35号）第5条、第10条及び第11条の規定による許可申請	屋外 広告 物許 可申 請手 数料	はり紙	1 枚	5 円	
		はり札	1 枚	10円	
		広告幕	1 枚	400円	
		立看板	1 個	200円	
		アドバルーン	1 個	1,000円	
		電柱を利用する 広告物	1 個	200円	
		広告板、広告塔、 その他の広告物 （照明を伴うもの については、当 該手数料に10割 を加算するもの とする。）	1 個	200円	1 平方メートル 未満
		1 個	400円	1 平方メートル 以上 2 平方メー トル未満	
1 個	800円	2 平方メートル 以上 5 平方メー トル未満			
1 個	1,600円	5 平方メートル 以上10平方メー トル未満			

		1 個	3,200円	10平方メートル以上20平方メートル未満
		1 個	5,000円	20平方メートル以上30平方メートル未満
		1 個	8,000円	30平方メートル以上50平方メートル以下
			8,000円に50平方メートルを超える面積（1平方メートル未満の端数を生じる場合は、1平方メートルに切り上げた面積）について1平方メートルにつき200円を乗じて得た金額を合算した金額。ただし、その額が50,000円を超えるときは50,000円とする。	50平方メートルを超えるもの
介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者の指定の申請に対する審査手数料	1 件	30,000円	当該申請に係る事業所の所在地が市外の場合の当該申請に対する審査を除く。
介護保険法第78条の12において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	1 件	20,000円	
介護保険法第115条の12第1項の規定による指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査手数料	1 件	30,000円	当該申請に係る事業所と同一の事業所について当該申請と同種の指定地域密着型サービス事業者の指定の申請が同時に行われた場合及び当該
介護保険法第115条の21において準用する同法第70条の2第1項の規定による指定地域密着型介護予防サー	指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	1 件	20,000円	

ビス事業者の指定の更新の申請に対する審査				申請に係る事業所の所在地が市外の場合の当該申請に対する審査を除く。
介護保険法第79条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者の指定の申請に対する審査手数料	1件	30,000円	
介護保険法第79条の2第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査	指定居宅介護支援事業者の指定の更新の申請に対する審査手数料	1件	20,000円	
上記以外の証明		1件	300円	

一部改正〔平成14年条例16号・15年21号・17年30号・18年10号・20年14号・24年17号・26年24号・27年27号・28年14号・29年22号〕